

令和6年教育委員会3月定例会 議事日程

- 日程第1 前回会議録の承認について
- 日程第2 諸報告について
- 日程第3 (第3号議案) 大山崎町学校運営協議会規則の制定について
- 日程第4 (第4号議案) 令和6年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについて
- 日程第5 (第5号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
- 日程第6 (第6号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
- 日程第7 (第7号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
- 日程第8 (第8号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
- 日程第9 (第9号議案) 大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について
- 日程第10 (第10号議案) 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について
- 日程第11 (第11号議案) 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について
- 日程第12 (第12号議案) 大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について
- 日程第13 (第13号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について
- 日程第14 (第14号議案) 大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について
- 日程第15 (第15号議案) 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について
- 日程第16 (第16号議案) 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について
- 日程第17 (第17号議案) 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について
- 日程第18 (第18号議案) 大山崎町文化財保護審議会委員の任命について
- 日程第19 (第19号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第20 (第20号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第21 (第21号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第22 (第22号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
- 日程第23 (第23号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について

- 日程第 2 4 (第 2 4 号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第 2 5 (第 2 5 号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第 2 6 (第 2 6 号議案) 大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について
日程第 2 7 その他

教育長諸報告事項

令和6年	3月	1日	(金)	3月議会	一般質問(2日目)
		4日	(月)	〃	複合施設特別委員会
		〃	〃	〃	総務産業常任委員会
		5日	(火)	〃	建設上下水道文教厚生常任委員会
		6日	(水)		
		〃	〃	〃	予算決算常任委員会
		12日	(火)		
		15日	(金)		中学校卒業証書授与式
		18日	(月)	3月議会	閉会
		19日	(火)		小学校卒業証書授与式
		21日	(木)		定例教育委員会議
		〃	〃		臨時教育委員会議

○4月の予定

令和6年	4月	9日	(火)		小学校入学式
		10日	(水)		中学校入学式

学校教育課事業

<令和6年3月の実績/予定>

- | | | | | |
|----|-----|-----|--------------------------------------|-------------------|
| 3月 | 8日 | (金) | 適応指導教室運営会議 | (役場 第2会議室) |
| | 15日 | (金) | 中学校卒業証書授与式 | (大山崎中学校) |
| | 19日 | (火) | 小学校卒業証書授与式 | (大山崎小学校・第二大山崎小学校) |
| | 21日 | (木) | 定例教育委員会議 | (役場 中会議室) |
| | 〃 | 〃 | 臨時教育委員会議 | (役場 中会議室) |
| | 〃 | 〃 | GIGAスクール構想検討チーム会議 | (役場 第2会議室) |
| | 22日 | (金) | 小・中学校修了式
(大山崎小学校・第二大山崎小学校・大山崎中学校) | |
| | 25日 | (月) | 校長会議 | (役場 中会議室) |

<令和6年4月の予定>

- | | | | | |
|----|-----|-----|--------------------------|-------------------------------|
| 4月 | 8日 | (月) | 小学校第1学期始業式
中学校第1学期始業式 | (大山崎小学校・第二大山崎小学校)
(大山崎中学校) |
| | 9日 | (火) | 小学校入学式 | (大山崎小学校・第二大山崎小学校) |
| | 10日 | (水) | 中学校入学式 | (大山崎中学校) |
| | 12日 | (金) | 適応指導教室運営会議 | (役場 中会議室) |

生涯学習課事業

◇生涯学習・スポーツ振興係

< 3月の実績/予定 >

- | | | |
|--------|----------------------|------------|
| 2日(土) | ときめきチャレンジ推進事業(太極拳) | (第二大山崎小学校) |
| 9日(土) | 放課後児童クラブ(ともだちクラブ)卒所式 | (クラブ施設) |
| 16日(土) | 放課後児童クラブ(でっかいクラブ)卒所式 | (クラブ施設) |
| 23日(土) | 放課後児童クラブ(なかよしクラブ)卒所式 | (クラブ施設) |

< 4月の予定 >

- | | | |
|-------|-------------|----------|
| 1日(月) | 放課後児童クラブ入所式 | (各クラブ施設) |
|-------|-------------|----------|

◇文化芸術係

< 3月の実績/予定 >

27日(水) 長岡京連絡協議会

(府埋文センター)

< 4月の予定 >

◇中央公民館

【3月の実績/予定】 ・ 3月30日（土）健康教養講座

令和5年度 公民館利用状況報告

単位：件

	2月開館日数		25日		開館日数累計			280日
	本館	ホール	実習室	会議室	講座室	本館和室	談話室	ゆめほっぺ
2月	午前		8	10	6	17	13	
	午後		14	8	4	9	6	
	夜間		12	9	5	3	8	
累計	午前		84	93	58	157	119	
	午後		114	90	51	97	61	
	夜間		129	85	65	53	74	
	別館	大研修室	第1研修室	第2研修室	別館和室	料理講習室		総合計
2月	午前	15	7	10	7	6		99
	午後	17	11	9	3	7		88
	夜間	1	6	8	4	4		60
累計	午前	140	76	98	53	48		926
	午後	171	83	99	21	80		867
	夜間	22	77	72	45	48		670

令和5年度 図書室利用状況報告

	開室日（日）	登録者数（人）	貸出者数（人）	貸出冊数（冊）
2月	24	27	1,831	6,479
累計	268	256	19,483	70,496

【4月の予定】 ・ 4月20日（土）人形劇とブックフェア2024

◇歴史資料館

【3月の実績／予定】

12日(火)～24日(日) 小企画展「失われた寺院を探る」
 20日(水・祝) 古文書講座「むかしの信仰の場を探る」

開館日数		大 人		小・中	無料者計	合 計
		有 料	無 料			
2 月	常設展(25日)	237	6	11	17	254
	企画展(0日)	0	0	0	0	0
	合 計(25日)	237	6	11	17	254
累 計	常設展(156日)	1,765	60	66	126	1,891
	企画展(110日)	1,748	195	99	294	2,042
	合 計(266日)	3,513	255	165	420	3,933

【4月の予定】



宝積寺本堂の修理
 ←修理中の本堂

◇大山崎町体育館

< 3月実績・予定 >

2日(土)	障がい者スポーツ大会 清水VBC(バレーボール)
3日(日)	春のドッジボール大会
9日(土)	地域スポーツ振興協会(体操) サタデーナイト <small>(卓球・バドミントン・バスケットボール・モルック・ソフトバレーボール・カーリンコン、ダブルダッチ)</small>
10日(日)	ソフトバレーボールフェスティバル
15日(金)	洛西高校(マーチング)
16日(土)・17日(日)	京都府バスケットボール協会 U-18リーグ戦
20日(水)	OBA卒団企画(ミニバスケットボール)
23日(土)	小野薬品(バドミントン)
24日(日)	大山崎町バレーボール連絡協議会
26日(火)・27日(水)	全国高校交歓バスケットボール大会
30日(土)・31日(日)	西日本小学生バレーボール大会

< 4月予定 >

4日(木)	チアフルキッズ(バトントワリング)
6日(土)	スポーツパーク(バレーボール) サタデーナイト(種目未定)
7日(日)	たけのこリーグ(バレーボール)
13日(土)・14日(日)	関西学生フェンシング(フルーレ)
20日(土)・21日(日)	京都府バスケットボール協会 U-12 府新人大会
27日(土)・28日(日)	関西学生フェンシング(サーブル)
29日(月)	スポーツパーク(バレーボール)

	件数	参加者数	利用率
令和5年度2月計	132件	5,587人	73.0%
令和5年度累計4~2月	1,348件	54,303人	70.5%
令和4年度年間累計	1,612件	48,619人	74.8%

令和4年度年間開館日数 299日

議案

第3号議案～第26号議案

第3号議案

大山崎町学校運営協議会規則について

大山崎町学校運営協議会規則を次のとおり制定する。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会

教育長 馬場 信行

大山崎町教育委員会規則第 号

大山崎町学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき設置する学校運営協議会（以下「協議会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(協議会の目的)

第2条 協議会は、学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、大山崎町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の学校運営への参画や、保護者及び地域住民等による学校運営への支援・協力を促進することにより、学校と保護者及び地域住民等との間の信頼関係を深め、学校運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条に規定する協議会の目的が達成できると認められる学校（以下「対象学校」という。）について、協議会を設置する。

2 設置の期間は2年とし、再設置することができる。

(委員)

第4条 協議会は、委員10人以内で組織する。

2 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 地域の住民

(2) 保護者

(3) 学校の運営に資する活動を行う者

(4) 対象学校の校長

(5) 学識経験者

(6) 前各号のほか教育委員会が適当と認めるもの

3 対象学校の校長は、委員を推薦することができる。

4 委員に欠員が生じたときは、新たに委員を委嘱し、又は任命することができる。

5 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

2 前条第4項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(守秘義務等)

第6条 委員は職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

2 前項のほか、委員は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) その他協議会及び対象学校の運営に著しく支障をきたす言動を行うこと。

(報酬)

第7条 委員の報酬は、別に定める。

(基本方針等の承認)

第8条 対象学校の校長は、次に掲げる事項について、協議会の承認を得るものとする。

(1) 教育目標に関すること。

(2) 教育課程の編成に関すること。

(3) 学校経営計画に関すること。

(4) その他校長が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うものとする。

(運営についての意見)

第9条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（職員の任用に関する事項を除く。）について、教育委員会又は対象学校の校長に対して意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の任用に関する次に掲げる事項（特定の個人に関するものを除く。）について、当該職員の任命権者に対して意見を述べることができる。

(1) 協議会の設置の目的を踏まえた学校運営に関する基本的な方針の実現に資する事項

(2) 対象学校の教育上の課題に関する事項

3 協議会は、教育委員会に対して前2項の規定により意見を述べようとするときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴くものとする。

(評価及び情報提供)

第10条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営に関する事項について評価を行うことができる。

2 協議会は、保護者、地域住民等に対して、学校運営及び学校運営への必要な支援に関する協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学

校の校長を会長又は副会長に選出することはできない。

- 2 会長は会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を行うものとする。

(会議)

第12条 協議会の会議は、会長（会長が定められていない場合にあっては、教育委員会）が招集し、会長がその議長となる。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(会議の公開)

第13条 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会が必要と認めるときは非公開とすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(適正な運営の確保)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、適正な運営を確保するため、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めるものとする。

(委員の解嘱等)

第15条 教育委員会は、委員から辞任の申出を受けた場合のほか、委員が次のいずれかに該当するときは、委員を解嘱し、又は解任することができる。

- (1) 第6条に規定する義務に違反したとき。
- (2) 委員が心身の故障のために職務を遂行することができないとき。
- (3) その他解嘱又は解任に相当する事由が認められるとき。

- 2 対象学校の校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

提案理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、学校運営協議会の設置が努力義務化されたことから、町立学校に学校運営協議会を新たに設置するため、必要な事項を規則として定めるもの。

第 3 号議案に係る資料

学校評議員制度と学校運営協議会制度の比較（第3号議案資料）

	学校運営協議会制度 (コミュニティ・スクール)	学校評議員制度
目的	保護者や地域の住民が一定の権限と責任を持って学校運営に参画することにより、そのニーズを迅速かつ的確に学校運営に反映させ、よりよい教育の実現に取り組む。	開かれた学校づくりを一層推進していくため、保護者や地域住民等の意向を反映し、その協力を得るとともに、学校としての責任を果たす。
位置付け	学校の運営について、一定の範囲で法的な効果を持つ意思決定を行う合議制の機関で、校長は学校運営協議会が承認する基本的な方針に従って学校運営を実施する。	校長が、必要に応じて学校運営に関して、保護者や地域の方々の意見を聞く。
法令上の根拠	地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第47条の5	学校教育法施行規則第49条 大山崎町立小学校及び中学校の管理運営規則第14条の2
委員	「大山崎町学校運営協議会規則（議案）」第4条	当該学校の職員以外の者で教育に関する理解及び見識を有するもの
主な内容	「大山崎町学校運営協議会規則（議案）」第8条、第9条、第10条	学校評議員は、校長の求めに応じ、学校運営に関する意見を述べることができる。

第4号議案

令和6年度学校教育・社会教育の指導の重点を定めることについて

令和6年度における学校教育・社会教育の指導の重点を別添のとおり定めたいので委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提 出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

提案理由

令和6年度の本町教育行政の方針として指導の重点を定めたいため提案する。

令和6年度
指導の重点(案)

—学校教育・社会教育—

学 び

一人一人が輝き、未来をつくる学びのまち

『おおやまざき』

自 立

つながり

〈学校教育の重点目標〉

- ・就学前6年間と義務教育9年間の15年をつなぐ「保幼小中一貫教育（連携教育）」に取り組み、確かな学力を育成する。
- ・安全安心で、いじめのない楽しい学校づくりを推進する。
- ・豊かな心とたくましく健やかな体を育成する。

〈社会教育の重点目標〉

- ・社会総がかりで「こどもまん中社会」を目指して、子どものはぐくみを推進する。
- ・生涯にわたる学習活動を主体的に行い、学び合い、つながり合う社会を実現する。



大山崎町教育委員会

基本理念

「一人一人が輝き、未来をつくる学びのまち『おおやまざき』
～学び、自立、つながりの確立を目指して～

学 び：一人一人が自己の多様な個性・能力を伸ばすこと
自 立：他を認めながら、自己の人生を主体的に切り拓いていること
つながり：協働を通して、ともに支え合い高め合う社会のこと

第3期大山崎町教育振興基本計画では、基本理念を「一人一人が輝き、未来をつくる学びのまち『おおやまざき』」とおき、その具体的な実現目標を「学び、自立、つながりの確立を目指して」とし、実現のための施策として4つの基本的方向を示している。

「令和6年度指導の重点」においても、この基本理念のもと、「社会に開かれた教育課程」の実現や「主体的・対話的で深い学び」の実現のための授業改善、教育活動の質の向上を図る「カリキュラム・マネジメント」など、新学習指導要領を踏まえた上で、学校教育・社会教育の在り方や進め方を示し、学校、関係機関・団体との連携・協働のもと、ここに記した施策を中心に大山崎町の学校教育・社会教育の推進に努める。

実現のための4つの基本的方向

【基本的方向1】 未来を担う「ひとづくり」に向けた教育を推進する。

生きる力の基礎となる力「確かな学力、豊かな心、健やかな体」をはぐくむ。

【基本的方向2】 学びを支える教育環境を充実する。

学校の安全安心の確保と充実した指導が展開できるよう、指導力の向上や教育環境の充実を図る。

【基本的方向3】 学び合い、つながりのある地域社会を創造する。

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で生涯学習社会の実現を図る。

【基本的方向4】 生涯スポーツの推進と郷土の歴史・伝統文化を活かしたまちづくりを推進する。

生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、大山崎町の自然や歴史、文化遺産を活かした文化振興を推進する。

具体的施策の実践内容

【基本的方向1】 未来を担う「ひとづくり」に向けた教育を推進する。

生きる力の基礎となる力「確かな学力、豊かな心、健やかな体」をはぐくむ。

【重点目標1】 確かな学力の育成

基礎・基本的な「知識及び技能」の確実な習得、知識・技能を活用して課題を解決するための「思考力・判断力・表現力等」の育成、「学びに向かう力・人間性等」の涵養という、資質・能力の三つの柱をバランスよく育成する。

- ① 基礎基本の確実な定着を図るため、学力・学習状況調査等の実施及び分析結果を組織的な授業改善や個別支援等に効果的に活用
- ② 「主体的・対話的で深い学び」を具現化し、学び合いの中で、認知能力とコミュニケーション能力や粘り強さなどの非認知能力を一体的に育成
- ③ ICTを効果的に活用し、児童生徒の状況に応じた授業展開や個に応じた指導の充実
また、児童生徒のICT活用力の育成・プログラミング教育の充実
- ④ 言語環境を整えるとともに、各教科等の特質に応じた言語活動の充実
- ⑤ 外国語活動、外国語科等によるコミュニケーション能力を育成する指導の充実とグローバル化に対応できる児童生徒の育成
- ⑥ 英語検定などの検定を用いた、学びに向かう力・人間性等の涵養
- ⑦ 情報教育などの現代的課題やSDGsなどの現代的目標に対する関心を高め、とどまることなく変化する社会に対応できる力の育成
- ⑧ 望ましい職業観・勤労観や社会性の育成
- ⑨ 「大山崎っ子できます10」などを活用した基本的な生活習慣の確立と主体的に取り組む家庭学習の定着
- ⑩ 「大山崎町子どもの読書活動推進計画」に基づく読書活動の充実

【重点目標2】 一人一人を大切にした教育の実施

特別支援教育、人権教育など一人一人を大切にした教育を推進し、その能力や可能性の伸長と実践的態度を育成する取組を推進する。

- ① 一人一人の学習状況を把握し、個に応じたきめ細かい指導の充実と授業改善
- ② 特別な支援が必要な児童生徒一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実と社会参加する資質や能力の育成
- ③ 町教育支援委員会における就・修学の支援や進路指導の充実
- ④ 多様化・複雑化する人権問題の解決に向け、主体的に行動できる力を育成する人権学習の充実
- ⑤ キャリア教育を充実し、自己の進路を主体的に切り拓く児童生徒の育成

【重点目標3】 規範意識の醸成や他者への思いやりなど豊かな心の育成

学校や社会のきまり・ルールを守り、社会の一員としての自覚を深めるとともに、よりよく生きようとする力の源泉となる豊かな心をはぐくむ。

- ① 自主的・自律的に判断し、行動できる能力・態度の育成
- ② 「特別の教科 道徳」の充実と教育活動全体を通して道徳性の育成
- ③ 教育活動全体を通じて、自己肯定感・自己有用感の育成
- ④ 豊かな自然とのふれあい・体験活動を通して、生命や自然を大切にする心や優しさの育成

【重点目標4】 健やかな体の育成と体力の向上

生き生きとたくましく生きるため、体育・スポーツ活動に親しむ習慣や望ましい食習慣など、健康的な生活を実践する態度を育成する。

- ① 運動することの楽しさや喜びの感受と自己の体力の理解や積極的な体力・運動能力の向上
- ② 外部指導者の活用など持続可能な運動部活動体制の構築と指導方法の工夫改善
- ③ 薬物乱用防止教室をはじめとした多様化・深刻化する健康課題に対応する取組の充実
- ④ 食育の取組などによる望ましい食習慣の確立及び学校給食等を通じた地域の食文化等の理解を深める取組の推進

【基本的方向2】 学びを支える教育環境を充実する。

学校の安全安心の確保と充実した指導が展開できるよう、教育環境を整備し、教職員の指導力向上を図る。

【重点目標5】 信頼を高める学校づくりの推進

家庭や地域社会と連携・協働して、信頼に応える学校づくり、開かれた学校づくりを推進する。

- ① 教育活動の質の向上を図るカリキュラム・マネジメントの視点を踏まえた教育課程の編成
- ② 学校だよりやホームページなどを活用した、学校から家庭や地域社会への情報発信
- ③ 教職員と児童生徒の信頼関係及び児童生徒同士の好ましい人間関係の構築
- ④ 学校内外での計画的・継続的な研修などによる教職員の資質・能力の向上
- ⑤ 地域の活動と連携・協働し、地域コミュニティの場となる学校づくりの構築

【重点目標6】 安全安心で、いじめのない楽しい学校づくりの推進

安全な環境の中で、いじめのない楽しい学校生活が送れるよう、家庭・地域社会と連携した取組を推進する。

- ① 学校における「いじめ防止基本方針」に基づく、組織体制によるいじめの防止と早期発見・早期解決
- ② P T A、子ども安全見守り隊などとの連携による地域ぐるみでの見守り活動の実施
- ③ 学校内外の安全安心を確保するため、緊急時の対応方法の徹底と防犯活動の実施
- ④ 危機回避能力の育成と災害に対応した避難訓練・防犯訓練の実施

【重点目標7】 指導体制の充実

就学前6年間と義務教育9年間の15年をつなぐ「保幼小中一貫教育（連携教育）」に取り組み、一貫性、継続性を大切にした教育を推進する。また、少人数授業やティームティーチングなどの指導方法、少人数学級や専科指導など、組織的な指導体制を構築する。

- ① 少人数授業や専科指導の実施、ICTの効果的な活用などきめ細かな指導体制を充実し、一人一人に応じた指導を推進
- ② 教職員相互の連携・協働を進める方法の工夫や業務改善をはじめとする働き方改革と教職員が子どもと向き合い、自らの資質・能力の向上に取り組むことのできる環境づくりの推進
- ③ 小・中学校間の連携を深化し、学習や指導の連続性・一貫性を重視した教育内容の充実
- ④ 社会的自立に向けた不登校児童生徒への組織的・計画的な支援及び適応指導教室（たけのこ教室）を活用した取組の充実、「スクールカウンセラー」や「まなび・生活アドバイザー」等と連携した教育相談の充実
- ⑤ 就・修学等を支援するための援護制度の周知・徹底や「まなび・生活アドバイザー」と連携した経済的に困難な状況に置かれている子どもへの支援
- ⑥ 切れ目なく学ぶことができるよう、保幼小連携・小中連携の充実を図り、円滑な接続を推進

【重点目標8】 教育効果をあげる教育環境の充実

学校施設を整備・充実し、質の高い教育が効果的に実施される環境づくりを推進する。

- ① 大山崎町学校施設長寿命化計画に基づいた、学校施設等の適切な整備・維持管理
- ② ICT環境を整備し、学びの充実と日常的にICTを活用できる指導体制を構築
- ③ 読書の機会を増やすなどの学校図書室の充実
- ④ 児童生徒の学習を継続・保障し、学びを止めない取組として学習支援教材の活用を推進

【基本的方向3】 学び合い、つながりのある地域社会を創造する。

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で生涯学習社会の実現を図る。

【重点目標9】 生涯学習を推進する体制の充実

生涯にわたって多様な学習活動に取り組み、住民一人一人が「生涯をとおして、理解し合い、学び合うまち」づくりをめざして、学び続けることのできる学習環境の整備・充実に努める。

- ① 社会教育委員会議をはじめとする社会教育関係組織及び関係団体の活性化
- ② 社会の変化や住民ニーズの把握と、現代的課題に関する活動の支援
- ③ 男女共同参画社会の実現に向けた、関係機関と連携した学習・取組の推進
- ④ 学校や地域で活躍する人材の把握と、生涯学習ボランティアや地域等において指導的役割を担える人材の積極的活用

【重点目標10】 家庭の教育力の向上

家庭教育の自主性を尊重しつつ、教育の出発点である家庭の教育力を高めるための支援を推進する。

- ① 町立学校PTAの保護者同士のネットワークづくりの推進と、PTA活動の充実に向けた支援
- ② 基本的な生活習慣の確立や読書活動の推進、親子のより良い関係づくり等に寄与する取組の推進による家庭の教育力の向上

【重点目標11】 地域社会の教育力の向上

学校・家庭・地域が連携し、社会全体で子どもの学びや育ちを支える環境づくりを推進する。

- ① 地域住民の参画や地域の特色を生かした事業を展開することによる地域コミュニティの活性化
- ② 児童が放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる放課後児童クラブの適切な運営と、放課後マイプレイスやときめきチャレンジ推進事業などの充実
- ③ 地域の諸団体との連携・協力による、様々な体験活動を通じた青少年健全育成の支援

【重点目標12】 人権教育・啓発・擁護活動の推進

一人一人の尊厳と人権が尊重される社会の実現に向け、人権意識を高め人権感覚を身に付ける取組を推進するとともに、実践につながる自発的な学習活動を促進する。

- ① 町人権教育研修会の実施と人権尊重が実践できる態度の育成
- ② 人権週間や人権強調月間における啓発事業などの実施
- ③ いじめ・虐待・体罰・子どもの貧困・ヤングケアラーへの支援について社会総がかりで取り組むための、学校、家庭、地域及び関係諸機関・団体等が連携・協働した取組の推進

【重点目標13】 社会教育施設の活用

多様な学習機会を増やすとともに、地域のネットワークの拠点である社会教育施設の充実と活用の促進を図り、学習・文化活動場面での町民の協働を推進する。

- ① 町立中央公民館の活用の促進と教養・文化などの向上
- ② 町立中央公民館図書室の機能充実とインターネットサービスの啓発による活用の促進
- ③ 町歴史資料館の展示や文化講座の充実と、学習・交流の場としての活用の促進
- ④ 自己実現、次世代育成の機会として、地域交流、世代間交流場面の積極的な提供

【基本的方向4】 生涯スポーツの推進と郷土の歴史・伝統文化を活かしたまちづくりを推進する。

生涯スポーツ・レクリエーション活動を推進するとともに、大山崎町の自然や歴史、文化遺産を活かした文化振興を推進する。

【重点目標14】 生涯スポーツの推進

誰もが心身共に健康な生涯を実現できるよう、各スポーツ施設を整備・充実し、日常的に体力・競技力の向上が図られる環境づくりに努め、年齢や体力、目的に応じて、主体的にスポーツに親しむ生涯スポーツを振興する。

- ① 町内スポーツ施設の整備・競技用具等の充実とさらなる活用の推進
- ② 大山崎町の特色を活かし、地域に根ざしたスポーツ活動に向けた学校体育施設の有効利用と、地域スポーツ活性化の推進
- ③ 町体育協会やスポーツ推進委員などと連携をとり、スポーツ事業の充実とスポーツへの関心・意欲の高揚
- ④ 各種スポーツ団体の自主的な活動への支援と、スポーツ少年団加入率の維持・向上による青少年の健全育成

【重点目標15】 文化活動の促進と文化財の保護・活用

天王山と三川合流地点の地形に恵まれた町の美しい自然と豊かな歴史を活用し、自分の住んでいる地域への愛着や誇りをはぐくむとともに、様々な取組や町内にある数多くの文化財に興味・関心を持ち、郷土の歴史や伝統文化を受け継ぐ。

- ① 豊かな自然と歴史が刻まれた天王山、三川合流についての学習、天王山山麓の環境学習の推進と、環境保全の推進
- ② ボランティアの協力のもと、町の歴史を学ぶフィールドワークや町の自然・歴史・文化を活用した授業の実施
- ③ 妙喜庵の国宝の茶室「待庵」や平安宮の瓦を生産した「史跡大山崎瓦窯跡」など、多くの文化財の保護と郷土の歴史や伝統文化を尊重する態度の育成
- ④ 町の歴史と文化を紹介する常設展や企画展の実施と文化財の調査・保護・活用の推進
- ⑤ 歴史講演会や現地見学会などの開催等、地域の文化財や歴史を体系的に学ぶ環境の提供



第5号議案

大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

名 前 小島 弘美

任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

小島 弘美氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第6号議案

大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

名 前 礒川 裕美子

任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

礒川 由美子氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第7号議案

大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

名 前 津田 庸子

任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

津田 庸子氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第8号議案

大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提 出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

名 前 清水 里美

任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

清水 里美氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第9号議案

大山崎町立大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

名 前 三浦 靖

任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

三浦 靖氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第5号議案～第9号議案に係る資料

令和6年度大山崎町立大山崎小学校評議員（案）

（委嘱期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日）

氏名	性別	推薦理由	備考
こじまひろみ 小島弘美	女	P T A本部役員として長年活躍され、地域住民として学校教育に積極的に協力をいただいたことから、本校教育を熟知されたうえでのご意見を期待できる。 （役職経歴）大山崎町民生児童委員 大山崎町スポーツ推進委員	再任
いそがわゆみこ 磯川裕美子	女	P T A本部役員、京都府P T A連絡協議会理事・副会長として活躍されたほか、校区の民生児童委員としても尽力されていることから、その見識に基づいたご意見を期待できる。 （役職経歴）元京都府P T A連絡協議会 副会長 大山崎町民生児童委員	再任
つだようこ 津田庸子	女	本校児童の体験活動の支援に大きく貢献されるとともに、校区主任児童委員としても活躍されていることから、適切な意見や助言が期待できる。 （役職経歴）平成20年度・平成21年度P T A本部役員 大山崎町民生児童委員（主任児童委員）	再任
しみずさとみ 清水里美	女	長年にわたり、本町のスクールカウンセラーとしての実績があり、校内研修会でも講義を賜るなど本校教育推進に尽力。専門的な立場からの意見を期待できる。 （役職経歴）平安女学院大学／短期大学部教授	再任
みうらやすし 三浦靖	男	本校の学校教育・児童の健全育成に関わって、学校長に対する適切な協力・助言をいただいております。今後も本校教育を熟知されたうえで適切なご意見を期待することができます。 （役職経歴）元大山崎小学校P T A会長	再任

第10号議案

大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

名 前 箕田 恵子

任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

箕田 恵子氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第11号議案

大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

名 前 吉川 理香

任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

吉川 理香氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第12号議案

大山崎町立第二大山崎小学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

名 前 浅野 輝男

任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

浅野 輝男氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第10号議案～第12号議案に係る資料

令和6年度大山崎町立第二大山崎小学校評議員（案）

（委嘱期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日）

氏名	性別	推薦理由	備考
みの だ けい こ 箕 田 恵 子	女	平成16年度から第二大山崎小学校評議員としてご協力いただいております。学校教育についての意識が高く、本校の教育活性化に対して、忌憚のない的確なご意見を頂ける方である。 （役職経歴） 乙訓地域交通安全活動推進委員 第二大山崎小学校見守り隊員 元大山崎町民生児童委員（主任児童委員） 元第二大山崎小学校PTA	再任
よしかわ り か 吉 川 理 香	女	元町教育委員として豊富な経験を有するとともに、校区見守り隊長として児童の様子、地域の意見を広く把握されているため、学校の教育向上に情報提供いただける方である。 （役職経歴） 第二大山崎小学校見守り隊長 元大山崎町教育委員会教育委員 元第二大山崎小学校PTA会長 元町社会福祉協議会副会長	再任
あさ の てる お 浅 野 輝 男	男	長年におわたって町職員として勤務されるとともに、学校教育課長や、教育委員会事業評価委員としての経験から公教育推進に対する適切な意見を期待できる。 （役職経歴） 乙訓人権擁護委員 元町教育委員会学校教育課長 元町教育委員会事業評価委員	再任

第13号議案

大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

名 前 津田 定豊

任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

津田 定豊氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第14号議案

大山崎町立大山崎中学校評議員の委嘱について

大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2の規定により、下記の者を学校評議員に委嘱することについて、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

名 前 長谷川 里美

任 期 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

提案理由

長谷川 里美氏は、大山崎町立小学校及び中学校の管理運営に関する規則第14条の2第3項に規定する評議員として人格識見高く、専門的知見を有するとともに教育に関しても精通し、適任であると認めるため提案する。

第13号議案～第14号議案に係る資料

令和6年度大山崎町立大山崎中学校評議員（案）

（委嘱期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日）

氏 名	性別	推 薦 理 由	備考
<p>津 田 定 豊 つ だ きだ ひろ</p>	<p>男</p>	<p>教育や青少年の活動に関して豊富な知識と経験があり、学校運営にも積極的な支援・協力をいただける。 （役職経歴）元乙訓PTA協議会役員 元大山崎中学校PTA役員</p>	<p>再任</p>
<p>はせがわ さと み美 長谷川 里 美</p>	<p>女</p>	<p>青少年の活動に関して豊富な知識と経験があり、また、家庭教育・学校教育に熱心であり、学校運営に対して適切な意見や助言が期待できる。 （役職経歴）元第二大山崎小学校PTA役員 元大山崎中学校PTA役員</p>	<p>再任</p>

第15号議案

大山崎町文化財保護審議会委員の任命について

大山崎町文化財保護審議会委員に下記の者を任命したいので、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

氏 名 石田 潤一郎

任 期 2年（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

提案理由

大山崎町文化財保護条例第56条による任期満了に伴い、同条例第55条第2項の規定により再任を提案する。

第16号議案

大山崎町文化財保護審議会委員の任命について

大山崎町文化財保護審議会委員に下記の者を任命したいので、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

氏 名 八木 透

任 期 2年（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

提案理由

大山崎町文化財保護条例第56条による任期満了に伴い、同条例第55条第2項の規定により再任を提案する。

第17号議案

大山崎町文化財保護審議会委員の任命について

大山崎町文化財保護審議会委員に下記の者を任命したいので、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

氏 名 山名 伸生

任 期 2年（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

提案理由

大山崎町文化財保護条例第56条による任期満了に伴い、同条例第55条第2項の規定により再任を提案する。

第18号議案

大山崎町文化財保護審議会委員の任命について

大山崎町文化財保護審議会委員に下記の者を任命したいので、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

氏 名 仁木 宏

任 期 2年（令和6年4月1日から令和8年3月31日まで）

提案理由

大山崎町文化財保護条例第56条による任期満了に伴い、同条例第55条第2項の規定により再任を提案する。

第15号議案～第18号議案に係る資料

大山崎町文化財保護審議会委員(案)

年齢は、令和6年の誕生日を迎えた時点での年齢(満年齢)

氏名 年齢(生年)	所属 自宅住所	専門	任命中年度
いしだじゅんいちろう 石田潤一郎 満72歳(昭和27年)	京都工芸繊維大学名誉教授 〒606-0952 京都市左京区松ヶ崎木ノ本町11-5	建築史	平成10年
やぎとおる 八木透 満69歳(昭和30年)	佛敎大学教授 〒616-8374 京都市右京区太秦安井春日町13-36	民俗学	平成10年
やまなしんせい 山名伸生 満67歳(昭和32年)	京都精華大学教授 〒612-0037 京都市伏見区深草関屋敷町28-2-405	美術史	平成4年
ひしだてつお 菱田哲郎 満64歳(昭和35年)	京都府立大学教授 〒567-0886 茨木市下中条町15-9-501	考古学	令和5年
にきひろし 仁木宏 満62歳(昭和37年)	大阪公立大学大学院教授 〒617-0824 長岡京市天神1-19-1	歴史学	平成6年

第19号議案

大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について

大山崎町スポーツ推進委員に下記の者を委嘱したいので、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

氏 名 坂本 桂一

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

大山崎町スポーツ推進委員坂本 桂一氏の任期が、令和6年3月31日で満了となるが、スポーツ基本法第32条の規定によるスポーツ推進委員として、坂本氏が適任者と認められるので再任したく、委員会の同意を求めるため提案する。

第20号議案

大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について

大山崎町スポーツ推進委員に下記の者を委嘱したいので、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

氏 名 森 邦子

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

大山崎町スポーツ推進委員森 邦子氏の任期が、令和6年3月31日で満了となるが、スポーツ基本法第32条の規定によるスポーツ推進委員として、森氏が適任者と認められるので再任したく、委員会の同意を求めるため提案する。

第21号議案

大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について

大山崎町スポーツ推進委員に下記の者を委嘱したいので、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

氏 名 小島 弘美

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

大山崎町スポーツ推進委員小島 弘美氏の任期が、令和6年3月31日で満了となるが、スポーツ基本法第32条の規定によるスポーツ推進委員として、小島氏が適任者と認められるので再任したく、委員会の同意を求めるため提案する。

第22号議案

大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について

大山崎町スポーツ推進委員に下記の者を委嘱したいので、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

氏 名 津田 定豊

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

大山崎町スポーツ推進委員津田 定豊氏の任期が、令和6年3月31日で満了となるが、スポーツ基本法第32条の規定によるスポーツ推進委員として、津田氏が適任者と認められるので再任したく、委員会の同意を求めるため提案する。

第23号議案

大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について

大山崎町スポーツ推進委員に下記の者を委嘱したいので、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

氏 名 谷 敏郎

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

大山崎町スポーツ推進委員谷 敏郎氏の任期が、令和6年3月31日で満了となるが、スポーツ基本法第32条の規定によるスポーツ推進委員として、谷氏が適任者と認められるので再任したく、委員会の同意を求めるため提案する。

第24号議案

大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について

大山崎町スポーツ推進委員に下記の者を委嘱したいので、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

氏 名 辻本 貴朗

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

大山崎町スポーツ推進委員辻本 貴朗氏の任期が、令和6年3月31日で満了となるが、スポーツ基本法第32条の規定によるスポーツ推進委員として、辻本氏が適任者と認められるので再任したく、委員会の同意を求めるため提案する。

第25号議案

大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について

大山崎町スポーツ推進委員に下記の者を委嘱したいので、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

氏 名 名越 智

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

大山崎町スポーツ推進委員名越 智氏の任期が、令和6年3月31日で満了となるが、スポーツ基本法第32条の規定によるスポーツ推進委員として、名越氏が適任者と認められるので再任したく、委員会の同意を求めるため提案する。

第26号議案

大山崎町スポーツ推進委員の委嘱について

大山崎町スポーツ推進委員に下記の者を委嘱したいので、委員会の議決を求める。

令和6年3月21日 提出

大山崎町教育委員会
教育長 馬場 信行

記

氏 名 梅垣 七奈

任 期 令和6年4月1日から令和8年3月31日まで

提案理由

大山崎町スポーツ推進委員梅垣 七奈氏をスポーツ基本法第32条の規定によるスポーツ推進委員として、適任者と認められるので委嘱したく、委員会の同意を求めるため提案する。

第19号議案～第26号議案に係る資料

令和6・7年度 大山崎町スポーツ推進委員名簿(案)

議案番号	氏 名	推 薦 の 理 由	委員年数	備考
19	さか もと けい いち 坂 本 桂 一	地域から信頼はもとより他委員からの信頼も厚く、今後も事業推進への貢献が期待される。	24年	再任
20	もり くに こ 森 邦 子	スポーツ少年団の指導に留まらず、軽スポーツの普及にも精力的に取り組まれている。	20年	再任
21	こ じま ひろ み 小 島 弘 美	ニュー・スポーツ指導に熱意があり、普及に引き続き重要な役割を果たされることが期待される。	20年	再任
22	つ だ さだ ひろ 津 田 定 豊	地域から信頼され、研究熱心で指導力に優れ、スポーツ推進委員として期待できる。	16年	再任
23	たに とし お 谷 敏 郎	地域から信頼され、研究熱心で指導力に優れ、スポーツ推進委員として期待できる。	14年	再任
24	つじ もと たか お 辻 本 貴 朗	地域から信頼され、研究熱心で指導力に優れ、スポーツ推進委員として期待できる。	4年	再任
25	な ごし さとる 名 越 智	地域から信頼され、研究熱心で指導力に優れ、スポーツ推進委員として期待できる。	2年	再任
26	うめ がき な な 梅 垣 七 奈	地域から信頼され、研究熱心で指導力に優れ、スポーツ推進委員として期待できる。	0年	新任